

市街化調整区域内における特養の整備に係る事前審査要件について

市街化調整区域内で広域型の特別養護老人ホームの整備・運営を行う事業候補者の応募資格及び整備条件については、以下のとおりとします。

1 応募資格

事業を実施する事業者が以下のいずれかの要件を満たす法人であること。

- ア 既に市内で地域密着型特別養護老人ホームを運営している法人
- イ 応募案件の整備完了までに地域密着型特別養護老人ホームを整備する法人

2 整備条件

ア 土砂災害（特別）警戒区域及び土砂災害危険箇所を含まない。

イ 以下の要件全てを満たすこと

- (ア) 設置する特養と密接に連携する医療機関を近隣に確保すること

項目	連携・確保の判定基準
医療機関との密接な連携の確保	利用者の健康管理や急病時の円滑な対応等の協定が締結できること
連携する医療機関の要件	救急告示病院に指定されていること
近隣での確保	医療機関から計画地が車で約6分以内の範囲（概ね2km圏内）にあること

- (イ) 地域経済の活性化への取組、介護の担い手の処遇改善を実施すること

提案要件
a 雇用の創出や地元産材や地元農産物の活用など地域活力の促進、地場産業の継承に資する取組を実施し、地域の自然との調和のとれた施設とすること
b 社会福祉・施設の整備・運営時の市内企業の積極的活用 ※ 「施設整備の発注先」「施設運営時の清掃」「調理等の委託先」の少なくとも一つに市内企業が含まれること
c 介護の担い手の給与水準向上等、処遇改善の実施 ※ 正規雇用の職員を65%以上とする取組を実施すること
d 利用者に対する社会福祉減免の実施 ※ 低所得者の利用料を25%減額すること

- (ウ) 施設運営上必要な駐車場を確保すること

3 留意事項

ア 整備計画が都市計画法上支障のない案件かを確認するため、本事前審査に先立って、
都市計画局開発指導課（Tel 222-3558）へ事前相談の受付を完了している
ことが必要です。道路や下水道などが既に整備されており、市街化の促進の恐れが

ない場所であるか等を確認します。

- イ 京都市高齢者施策推進協議会に置く部会で本事前審査に適合しているかを確認したうえで選定を行います。事前審査の要件を満たしていない場合は、非選定とします。
- ウ 京都市高齢者施策推進協議会に置く部会で選定された案件が「仮選定」となります。「仮選定」の後、京都市開発審査会における審議及び都市計画局における審査で承認されたうえで、開発許可を経て、「本選定」となりますので、御注意ください。
なお、全体の手続きには、最短で約9箇月程度が必要となります。十分な事業日程を検討したうえで、御応募ください。本公募選定及び開発許可の手続きの流れは、
別紙資料：特養公募選定及び開発許可の手続の流れを御参照ください。